

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員就業規則（平成16年旭医大達第170号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (年次有給休暇) 第38条 (略) 2～8 (略) 9 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、8時間をもって1日とする。<u>ただし、育児短時間勤務職員については、1日あたりの勤務時間をもって1日とする。</u> 10 (略) (略) (育児短時間勤務の対象者) 第51条 小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する職員で、<u>育児休業、出生時育児休業又は育児部分休業</u>をしない職員は第26条により定められた正規の勤務時間の短縮措置として育児短時間勤務をすることができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは特別な事情がある場合を除き、この限りではない。 (略) (育児短時間勤務の申出)	(略) (年次有給休暇) 第38条 (略) 2～8 (略) 9 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、8時間をもって1日とする。 10 (略) (略) (育児短時間勤務の対象者) 第51条 小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する職員で、<u>育児休業等</u>をしない職員は第26条により定められた正規の勤務時間の短縮措置として育児短時間勤務をすることができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは特別な事情がある場合を除き、この限りではない。 (略) (育児短時間勤務の申出)

第53条 育児短時間勤務をしようとする職員は、育児短時間勤務を開始しようとする期間（1月以上1年以下の期間に限る。以下「育児短時間勤務期間」という。）の初日（以下「勤務開始予定日」という。）及び末日（以下「勤務終了予定日」という。）並びに次の各号に掲げるその勤務形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、原則として当該勤務開始予定日の1月前までに育児短時間勤務申出書に出生に係る事実を証明する書類を添付して、本学に申し出なければならない。

- (1) 正規の勤務時間が1日につき4時間、1週間に付き20時間の勤務形態（週5日勤務）
- (2) 正規の勤務時間が1日につき5時間、1週間に付き25時間の勤務形態（週5日勤務）
- (3) 正規の勤務時間が1日につき7時間45分、1週間に付き23時間15分の勤務形態（週3日勤務）
- (4) 正規の勤務時間が1日につき6時間、1週間に付き30時間の勤務形態（週5日勤務）（新設）

2・3 （略）

（略）

（育児部分休業の対象者）

第62条 小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する職員で、育児休業、出生時育児休業又は育児短時間勤務をしない職員は、本学に申し出ることにより、所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（第79条第1項の規定による介護部分休業を取得している時間がある日及び第39条第1項第15号に定める保育を事由とする特別休暇（以下「保育時間」という。）を取得している時間がある日については、当該2時間から当該介護部分休業及び保育時間を取得している時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について、30分を単位として休業すること（以下「育児部分休業」という。）ができる。

（略）

（柔軟な働き方を実現するための措置）

第66条の3 柔軟な働き方を実現するため、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、次の各号に掲げるいずれかの措置を選択して利用することができる。ただし、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により適用除外とされた、採用されて1年に満たない職員は、利用することができない。（新設）

第53条 育児短時間勤務をしようとする職員は、育児短時間勤務を開始しようとする期間（1月以上1年以下の期間に限る。以下「育児短時間勤務期間」という。）の初日（以下「勤務開始予定日」という。）及び末日（以下「勤務終了予定日」という。）並びに次の各号に掲げるその勤務形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、原則として当該勤務開始予定日の1月前までに育児短時間勤務申出書に出生に係る事実を証明する書類を添付して、本学に申し出なければならない。

- (1) 正規の勤務時間が1日につき4時間、1週間に付き20時間の勤務形態（週5日勤務）
- (2) 正規の勤務時間が1日につき5時間、1週間に付き25時間の勤務形態（週5日勤務）
- (3) 正規の勤務時間が1日につき7時間45分、1週間に付き23時間15分の勤務形態（週3日勤務）

2・3 （略）

（略）

（育児部分休業の対象者）

第62条 小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する職員で、育児休業等をしない職員は、本学に申し出ることにより、所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（第79条第1項の規定による介護部分休業を取得している時間がある日及び第39条第1項第15号に定める保育を事由とする特別休暇（以下「保育時間」という。）を取得している時間がある日については、当該2時間から当該介護部分休業及び保育時間を取得している時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について、30分を単位として休業すること（以下「育児部分休業」という。）ができる。

（略）

(1) 第51条又は第62条の規定に基づく短時間勤務制度

(2) 始業時間等の変更

2 前項第2号に規定する始業時間等の変更に係る請求等は、旭川医科大学
職員育児休業・介護休業規程第52条の規定を準用する。（新設）

（略）

（略）

（受診命令等）

第94条の2 本学は、職員が次の各号の一に該当する場合は、当該職員に
対して、医師（大学が必要と認めるときは、大学が指定する医師。以下
この条において同じ。）への受診を命じることができる。（新設）

(1) 業務能率の低下、勤務態度の変化、出勤状況等により身体又は精神
の疾患に罹患していることが疑われる場合

(2) 心身の故障により、職務の遂行が困難と認められる場合

(3) 前2号の他、心身の健康に係る安全配慮が必要と認められる場合

2 前項により受診を命ぜられた職員は、速やかに当該受診に係る医師の
診断書を提出しなければならない。（新設）

3 本学は、前項の診断書の提出を受けた場合において、特に必要と認め
るときは、産業医に当該診断の結果に係る意見を求めたうえで、当該職
員が受診した医師に、直接意見を求めることができる。（新設）

4 職員が正当な理由なく第1項及び第2項について拒否する場合は、当該
職員の労務提供の受領を拒否し、第11条第1項第4号により休職にする。
この場合の休職期間の給与は、支給しない。（新設）

（略）

（略）

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

【改正理由】

育児・介護休業法に基づき育児期の柔軟な働き方を実現するための措置
を講ずること及び労働契約法及び労働安全衛生法に基づき職員の健康と
安全の確保のために必要な措置を講ずることに伴い、所要の改正を行うも
のである。